

最低制限価格制度の運用基準

平成31年3月19日

告示第13号

改正

令和5年2月2日告示第9号

最低制限価格の運用基準（平成13年上ノ国町第407号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 町が発注する工事の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保及びダンピングの防止を確保することを目的として、上ノ国町財務規則（昭和47年上ノ国町規則第22号）第84条に規定する最低制限価格を設ける契約（以下「最低制限価格制度」という。）の事務手続きを定める。

（対象工事）

第2条 最低制限価格制度の対象とする契約は、低入札価格調査制度の対象となる工事を除き、原則として予定価格が500万円を超える工事とする。ただし、予定価格が500万円以下の工事であっても当該制度の適用を必要と認めた工事は対象にできるものとする。

（最低制限価格の設定基準）

第3条 最低制限価格は、次の各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額（以下「基準価格」という。）に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た額及び同額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格の10分の9.2を乗じて得た額とし、また予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

（最低制限価格の設定）

第4条 契約担当者等は、最低制限価格の設定に当たっては、事前に最低制限価格設定承認申請書（別記第1号様式）を作成し、町長に承認の申請をするものとする。

2 町長の承認又は不承認の決定は、別記第2号様式により行うものとする。ただし、前条の設定基準に基づき承認の申請した場合は、町長の承認があったものとみなす。

（予定価格調書の作成）

第5条 契約担当者等は、最低制限価格を設定したときは、別記第3号様式による当該最低制限価格を記載した予定価格調書を作成するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 契約担当者等は、公告又は指名通知によるほか、入札参加者に対し、入札心得の条文を熟読することを促すとともに、現場説明及び入札執行の際においても最低制限価格を設定している旨を説明するものとする。

(落札者の決定)

第7条 町長は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

(その他)

第8条 契約担当者等は、最低制限価格の取扱いにあたっては、他に秘密が漏れることのないように、十分注意しなければならない。

附 則 (平成31年3月19日告示第13号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 建設工事等に係る最低制限価格の設定について(平成21年上ノ国町要綱第630号)は廃止する。

附 則 (令和5年2月2日告示第9号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。